

お待たせしました！いよいよ募集再開です！

# 保険医休業保障

◆**給付例**：傷病により休業し、30日分の給付を受けたとき

自宅休業の場合

8口加入のとき  
**1,440,000円**  
3口加入の場合  
**540,000円**

入院休業の場合

8口加入の場合  
**1,920,000円**  
3口加入の場合  
**720,000円**

◆**月額掛金**

**加入時の掛金は満期まで変わりません**

| 加入年齢   | 1口     | 3口      | 5口      | 8口      |
|--------|--------|---------|---------|---------|
| ～29歳   | 2,500円 | 7,500円  | 12,500円 | 20,000円 |
| 30～39歳 | 2,800円 | 8,400円  | 14,000円 | 22,400円 |
| 40～49歳 | 3,000円 | 9,000円  | 15,000円 | 24,000円 |
| 50歳    | 3,300円 | 9,900円  | 16,500円 | 26,400円 |
| 51～54歳 | 3,300円 | 9,900円  | 16,500円 |         |
| 55～59歳 | 3,700円 | 11,100円 | 18,500円 |         |

## 休保募集再開に寄せて

副会長 岡宗 祐二郎

休業保障制度（休保）は、医師・歯科医師自ら作り、運営する会員相互の助け合い制度です。掛金を低く抑え給付日数の延長や給付額の増額等、何度もの改定を重ねて今日の制度内容を実現しました。給付を受けられた先生方からも大変喜ばれています。

この休保は、保険業法の改正により二〇〇六年から七年間普及を停止していましたが、保険業法の再改正により、二〇一二年十二月に閣内閣府の認可を受け、募集再開が可能となりました。

再開後は、今まで以上に会員の信頼・ご支援を得るべく健全運営を続けてまいります。三月から募集が始まりますので、ぜひご加入・増口の検討をよろしくお願い致します。

| ◆加入口数  | 加入年齢    | 既加入口と通算 |
|--------|---------|---------|
| 開業医加入者 | ～50歳    | 8口まで    |
|        | 51歳～59歳 | 5口まで    |
| 勤務医加入者 | ～59歳    | 3口まで    |

※開業医加入者とは、週5日以上かつ週20時間以上業務に従事する以下の方を指します

- 個人医療機関の開設者
- 法人医療機関の理事長もしくは院長（ただし被雇用の理事長・院長は除く）

※勤務医加入者とは上記「開業医加入者」に該当しない方

**1 給付期間が最長730日の充実保障**

傷病休業給付期間は通算500日。それを超えて連続して休業した場合は長期療養給付金が最長230日の範囲で給付されます。

**2 入院はもちろん、自宅療養、代診をおいても給付**

一定の条件の下で、第三者の医師の治療を受けていれば、自宅療養でも給付対象となります。また、代診をおいても給付されます。

◆**加入（増口）申込資格**

- ①保険医協会の会員であること
  - ②加入日現在、健康で加入年齢が60歳未満であること
  - ③保険医であること
  - ④1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間以上業務に従事していること
- 以上を全て満たしている方は加入（増口）を申し込むことができます

**3 掛金は加入時のまま上がりず、掛け捨てではありません**

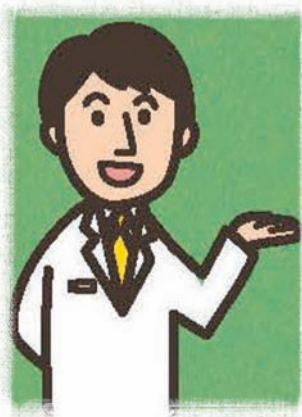
原則として加入時の掛金が満期まで変わりません。また、掛け捨てではなく、3年以上加入すれば脱退時に脱退給付金が給付されます。

**4 給付内容が豊富**

傷病による休業に対する給付のほか、死亡・高度障害時や脱退時の給付金等全部で6種類の給付金があります。

**5 同一傷病でも、給付日数限度までは何度でも給付**

給付日数の範囲内であれば、同一傷病であっても給付が何度でも受けられます。再発による休業でも安心して療養できます。



これならもしもの時頼りになるね

**6 75歳までの長期保障**

診療に従事している限り、75歳の満期まで全ての給付金について受給する権利があります。  
※60歳、70歳で制度減口の取り扱いがあります。

**7 他の所得補償保険等の加入に関係なく給付**

休業保障は、他の制度（所得補償保険等）の加入・受給に関わりなく給付されます。